

池田市ＳＤＧｓ推進プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 本市に関わりのある企業、大学・研究機関、各種団体等（以下、「企業等」という。）が集い、ＳＤＧｓを共通言語として多様な主体間の交流を促進し、連携を強化することで、地域課題の解決に向けた情報共有や新たな取組の創出をめざし、もって総合計画がめざすまちの将来像の実現に資することを目的として、池田市ＳＤＧｓ推進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 プラットフォームは、本市及びＳＤＧｓの達成に向けた具体的な取組を実施する企業等であって、次条に定める登録を行った者（以下、「構成員」という。）により構成する。

(登録)

第3条 プラットフォームの構成員としての登録（以下、「登録」という。）を希望する企業等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした上で、市長が別に定める方法により登録申込を行うものとする。

- (1) 市内に事業所等の活動拠点が所在する又は市内で取組を実施していること。
- (2) 本市及び他の構成員との連携及び協働を推進し、ＳＤＧｓを通じた本市の地域課題の解決に取り組むこと。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 過去3年以内にその他重大な法令違反がないこと。

2 市長は、前項に規定する登録申込があり、同項各号の要件を満たしていることを確認した場合、当該企業等を登録する。ただし、市長が登録が適当でないと認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、登録にあたり、必要に応じて企業等に説明又は書類の提出を求めることができる。

(登録内容の変更及び取下げ)

第4条 企業等は、登録申込の内容に変更が生じたとき又は登録申込の取下げ

を行うときは、市長が別に定める方法により届出を行うものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1か月前までに市長又は企業等から申出のない場合は、1年間当該登録は更新されるものとし、その後も同様とする。

(取組の推進)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 構成員の交流の促進、連携の強化に向けた企画の開催
- (2) 新たな事業等の共創に向けたマッチングの支援
- (3) 喫緊の課題や先進事例の共有
- (4) その他SDGsの普及、啓発、推進等に資する取組

(禁止事項)

第7条 構成員は、次の各号に掲げる活動を実施してはならない。

- (1) SDGs及びプラットフォームのイメージを損なう又は正しい理解への妨げとなる活動
- (2) 党派的政治目的や宗教目的を有する活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動

(登録の取消)

第8条 市長は、構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) SDGsの達成に向けた具体的な取組の実態がないと判断される場合
- (3) 前条各号の禁止事項に該当する場合
- (4) その他市長が登録の取り消しが適当と認めた場合

2 市長は、構成員の申込内容に疑義がある場合、調査を行い、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の疑義が解消されるまでの間、構成員に対して構成員としての取組の休止を求めることができる。

(損害賠償)

第9条 構成員は、構成員としての取組において、市又は他の構成員、第三者に損害を与えた場合、速やかに損害賠償をしなければならない。

(庶務)

第10条 プラットフォームの庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。